

保護者 各位

重 要
目に付くところに保管ください

令和 7 年度用
(令和 7 年 5 月一部改訂)

八戸市立南浜中学校
校 長 釜石 潤

非常災害時における対応について

日頃より保護者の皆様に学校での取組や各行事への御理解と御支援をいただいておりますことに心より感謝申し上げますとともに、今年度も御協力いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、非常災害時等には下記のとおり基準を定めましたのでお知らせいたします。

なお、本校から緊急連絡、学校安全情報配信メール及び tetoru 配信、文書等が発出された場合は、その文書等が優先します。

記

1 臨時休校となる場合

下記①～③のいずれかに該当する場合、臨時休校といたします。

※被害状況により、臨時休校としない場合もあります。その際は、配信メールでお知らせします。

- ① 前日の 16 時 30 分以降、登校までの間に「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合
- ② 朝 6 時の時点で、全市あるいは学区内が停電している場合
- ③ 朝 6 時の時点で、有事の際に避難指示が出される等、本校が避難所を開設した場合

2 保護者に引き渡す場合

下記①～④のいずれかに該当する場合、「生徒を保護者に直接引き渡し」いたしますので、御来校ください。ただし、都合により、保護者以外の方に引き渡しを依頼する場合には、引き渡し相手方への依頼と共に、学校にも御連絡ください。

- ① 生徒が在校中に、市内で「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合
- ② 生徒が在校中に、全市あるいは学区内が停電した場合
- ③ 生徒が在校中に、有事の際に避難指示が出される等、本校が避難所を開設した場合
- ④ 生徒が在校中に、有事の際等、帰宅時に安全確保の保障ができない場合

◆本校は、津波警報・大津波警報の対応について

- ① 津波警報が発令→市の防災計画に準じて「避難所開設」(八戸市職員が対応)します。

※ただし、生徒教職員は、校舎から離れ、高台に避難します。

- ② 大津波警報が発令→市の防災計画に準じて、「避難所開設」はしません。

※よって、生徒教職員は、校舎から離れ、高台に避難します。

※①、②における避難場所は、津波到達時間が早い場合は「おおくきこども園」、津波の到達時刻が遅い場合は、「種差少年自然の家」とし、いずれかで保護者への引き渡しをします。

3 保護者の判断により登校させない場合

地震等自然災害により、保護者がお子様を登校させることが危険と判断した場合は、登校を見合わせてください。その後、安全が確認された場合は登校させてください。どちらも「欠席」「遅刻」扱いとはなりません。保護者判断を最優先に考えています。ただし、登校させない旨の連絡は学校へ一報をお願いいたします。